

2020年12月9日

鳥取県知事
平井 伸治 様

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の 取扱いに関する改善を求める要望書

鳥取県保険医協会
理事長 加藤 卓
地域医療対策部長 池田 正樹



新型コロナウイルス感染症対策に向けた連日のご奮闘に敬意を表します。

第2次補正予算に医療機関支援として盛り込まれた「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」（以下、補助金）ですが、11月25日に開催された日本医師会の定例記者会見において、補助対象となりうる経費の例として、「需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」に該当する具体例が示され、日常診療業務に必要な幅広い費用が対象となることが明確になりました。来年2月末が受付締め切りとなっていることから、当会にも連日問い合わせが多数寄せられ、医療従事者からの期待も非常に大きいものです。

しかし、補助対象となりうる経費については、前述の具体例に該当すれば補助金が支給されるケースがある一方、感染拡大防止に有用と思われる理由が必要なケースもある等、都道府県ごとに判断が異なる不公平が生じています。また、既に歯科医療機関では、「口腔外バキューム」や「オートクレーブ」といった一部の歯科機器や機材は業者への注文が殺到し、納品が来年4月以降になる事態が発生しています。こうした状況を把握し、県によっては補助金の手続き、備品の発注後に生じた事情により来年3月31日までに納品が出来なくなった場合、4月以降の納品であっても補助金の対象経費として認めるなどの柔軟な対応を行っています。

鳥取県としても、今回の補助金が第一線で奮闘する全ての保険医療機関を支援する趣旨で創設されていることを踏まえ、確実な給付が実施されるよう、下記の事項について改善をご検討いただくよう求めます。

記

1. 本事業の趣旨に即して、補助の対象経費を幅広く認めるとともに、都道府県間で差異のないようにすること。
2. 「概算交付申請」の場合、来年3月31日以降に納品されるものに関しても発注書や見積書等により対象経費と認め、柔軟に対応すること。

以上

※ 別添資料

- ・「厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について（情報提供）」について
- ・新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.15